

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年11月26日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区生活困窮者就労相談・支援事業委託

(2) 業務内容

本事業は、経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康の問題など複合的な課題を抱える生活困窮者（生活保護受給者を含む）の自立に向けた包括的な支援と、就労を中心とした自立支援機能のより一層の強化を目的とし、合わせて、住宅支援給付受給者の就労支援の強化を図る事業である。

※詳細は募集説明書を参照のこと。

(3) 履行期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日まで（予定）

2 参加資格

生活困窮者就労相談・支援事業に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 都内又は世田谷区に隣接する区市において、人材育成、職業訓練若しくは企業研修事業、及び求人開拓・職業紹介事業を3年以上継続して行っていること。

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書等を特定するための評価基準

(1) 提案書

- ①提案書類の形式、部数等注意事項等の遵守

- ②事業趣旨の理解
- ③実施計画について（支援対象者像の理解、事業の実施効果等）
- ④実施体制（スタッフの専門性、配置人数、求人者との連携等）
- ⑤類似業務の実績（人材育成、求人開拓及び職業紹介等）
- ⑥独自提案、アピール性
- ⑦見積り金額の妥当性

(2) 財務書類

- ①財務健全性
- ②安定性
- ③効率性

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査

上記(1)②～⑥の評価に加え、以下の事項に関しても評価の観点とする。

- ①事業執行力
- ②課題解決力
- ③実績の信頼性
- ④将来性
- ⑤説明の論理性等の総合評価

※審査方法については、募集説明書を参照のこと。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所分庁舎（ノバビル） 3階
世田谷区地域福祉部地域福祉課
電話 03-5432-2931

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間 平成25年11月26日(火)から12月10日(火)
- ②交付場所及び方法 世田谷区ホームページにて公開(※ダウンロード可能)
または、(1)の窓口で配付

(3) 公募参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 平成25年11月26日(火)から12月10日(火)【午後5時必着】
- ②提出先 : 地域福祉課窓口
- ③提出方法 : 持参に限る

(4) 提案書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：平成25年12月11日（水）から平成26年1月15日（水）
【午後5時必着】まで
- ②提出先：地域福祉課窓口
- ③提出方法：持参に限る

(5) 財務書類の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：平成25年11月26日(火)から12月17日(火)【午後5時必着】
まで
- ②提出先：地域福祉課窓口
- ③提出方法：持参及び郵送

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
(仮称) 平成27年度生活困窮者就労相談・支援事業委託
(仮称) 平成28年度生活困窮者就労相談・支援事業委託
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 詳細は募集説明書による。